

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という）ものが熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立安達高等学校長 伊藤 勝宏

2 入札に関する事項

- (1) 件 名 アクセスポイントほか通信機材一式
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行機関 令和 4 年 1 2 月 2 8 日（水）まで
- (4) 履行場所 二本松市郭内 2 丁目 3 4 7 番地

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 5 (3) に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (4) 過去 2 年間に於いて、仕様書に定める業務内容と同程度の業務の経験を有する者であること。

なお、敷設対象施設の種類及び数は問わない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札資格確認申請書（第 3 号様式、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 (1) に示す場所に 5 (3) まで提出し

当該資格の確認申請をすること。なお、期日までに当該申請を行わなかった場合、本件入札に参加する資格が与えられないので十分注意すること。

なお、提出された資格確認申請書の審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、入札者に通知するものとする。

ア 納入期限までに必ず納入する旨の「確約書」（任意様式（参考様式1））

※申請者の記名及び登録印があること。

イ 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、福島県立安達高等学校長の確認を受けた「提案協議書」（第5号様式）を添付すること。

ウ 参加資格制限期間中の者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部品の仕入れ先等となっていない旨の製造元からの「証明書」又は申請者の登録印による「確認書」（任意様式（参考様式2））

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒964-0904 二本松市郭内2丁目347番地

福島県立安達高等学校 事務室

電話0243-22-0016

FAX0243-22-6314

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和4年10月25日から令和4年11月1日（土曜日及び日曜日を除く）の午前8時30分から午後4時まで

(3) 資格確認申請書の提出場所及び提出期限

場所 5(1)に同じ

期限 令和4年11月1日（火）午後4時まで

なお、申請書類は郵送による提出を可とする（提出期限必着とする）

(4) 入札及び改札の日時及び場所

日時 令和4年11月8日（火）午後2時

場所 安達高等学校 第一会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書には指定の入札書（第6号様式）に必要とする事項を記載し、上記5(4)に示す日時まで郵送または持参により提出すること。

(2) 入札書には次の書類を添付しなければならない

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

イ 委任状（第7号様式） ※代理人が出席する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていないなければならない。

- ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。
- ウ 代理人をして入札をする場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。
- エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印(イ又はウで押印した印)を押印すること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知書(第4号様式)を受理した後、入札の完了までに入札を辞退した場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金はを免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5(4)で指定する場所及び日時で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせておこなう。入札者又はその代理人が立ち会わない場合は入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場において、再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が改札に立ち会わない場合、再度入札について棄権したものとする。

9 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、安達高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について、疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式第1号）により、令和4年11月1日（火）までに発注者に説明を求めることができる。
回答は、安達高等学校のホームページに入札説明書等に関する回答書を掲載する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出しなければならない
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当するものを入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行にあたり故意に不正の入札をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他使用人を使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情がある場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することはできない。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を適正に執行することができないと認められる場合は、当該入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、取りやめることがある。

12 入札書の無効

次の各号の1に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記3の「入札参加資格のない者」の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者がした入札の入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人がした入札書
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が入札した入札書
- (6) あて先、商号又は名称、記名、押印のいずれかを欠く入札書
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出し、その前後を判別することができない入札書
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札書
- (11) 鉛筆書きによる入札書
- (12) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行ったものが提出した入札書

1.3 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。
- (4) 落札者は落札決定後、入札金額の内訳書を提出すること。（任意様式）

1.4 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項（別記4）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第251条（別記5）及び第253条（別記6）による。

1.5 契約書の作成

- (1) 購入契約書（以下、「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名、押印し発注者が指定した期日までに契約書のとり交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両社が記名押印したときとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

1.6 契約条項

契約書による